

令和5年10月～
県民の皆様への周知事項について

青森県健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

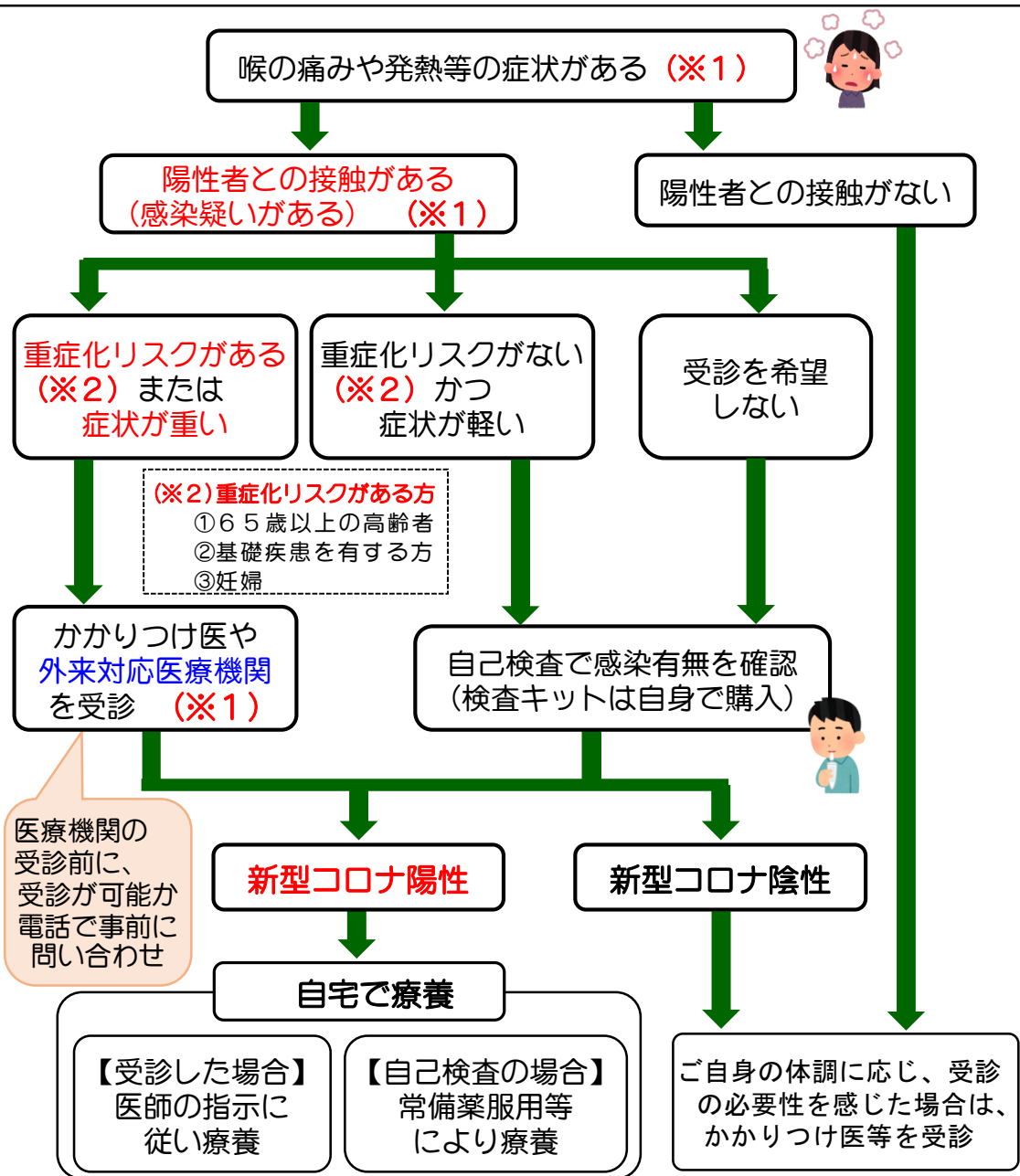
令和5年10月～ 新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお知らせ

1 保健医療関係の主な対応の変更内容

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、青森県及び国が実施している対応は、令和5年10月1日以降、以下のとおりとなります。

項目	5類移行後 (令和5年5月8日～9月30日)	令和5年10月1日～令和6年3月31日	令和6年 4月～
県 各種相談対応 【県コールセンターの設置】 ・外来受診可能な医療機関の案内 ・ワクチンに関する相談 ・その他一般的な相談等		「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 <電話：0570-065-965> (年中無休、24時間対応) ※通話料金は、電話をかけた方の負担となります。	今後の感染状況等を踏まえ検討
国 患者に対する公費支援 コロナ治療薬の自己負担分に対する公費支援 (外来・入院)	全額を公費支援 (自己負担なし)	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 医療費の自己負担割合に応じ、 1割の方：3,000円、2割の方：6,000円 3割の方：9,000円 を上限に自己負担	公費支援なし (予定)
入院医療費の自己負担分に対する公費支援	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 (高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額)	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 高額療養費制度の自己負担限度額から、原則1万円を減額	
	令和5年5月8日以降、外来医療費(初診料、検査料等)は自己負担		

2 発熱等の気になる症状が生じた時の受診等について



(※1) 「外来対応医療機関」の案内や、一般的なお問い合わせ等は、県コールセンターで案内しています。

「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」

☎0570-065-965

(年中無休24時間対応)

※ 通話料金は電話をかけた方の負担となります。

なお、「外来対応医療機関」は、県ホームページでも確認できます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/shinryoukensa-iryoukika-list.html>

外来対応医療機関：9月22日現在355か所

(圏域ごとの内訳)

	外来対応医療機関数	左のうち、かかりつけ患者以外にも対応
青森地域	97	77
八戸地域	88	62
津軽地域	90	77
西北五地域	29	23
上十三地域	34	30
下北地域	17	12
県計	355	281

3 政府が推奨する療養期間

	発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	…10日目
ウイルスの排出が見込まれる期間									
発症後1日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了(出勤等再開可能)		
発症後2日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了(出勤等再開可能)		
発症後3日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了(出勤等再開可能)		
発症後4日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了(出勤等再開可能)		
発症後5日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了(出勤等再開可能)	

※1 発症後10日間が経過するまでは、感染性のウイルスの排出が見込まれるため、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へ感染させないように配慮しましょう。

※2 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えましょう。

※3 法律に基づく外出自粛は求められませんので、外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします。

【令和5年秋開始接種（自己負担なし）】

- 期 間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで
- 対 象 者：希望する、生後6か月以上の全ての方
- 使用ワクチン：オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン

※ 詳しくは、お住まいの市町村からの案内をご確認ください。



引き続き、ワクチン接種の検討をお願いいたします